

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

正会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費 3,000円及びシルバー団体保険料一部負担金 2,000円の年額 5,000円とする。
- (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月30日までに納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、入会を承認された時点で納入するものとする。
- 3 納入方法については、口座振替又は現金で納入するものとする。
- 4 納入期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌センターの稼働日に口座振替又は現金で納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月10日から施行する。

この規程は、平成24年6月24日から施行する。